

三重県特定歴史公文書等の利用等に関する規則

令和二年三月三十一日三重県規則第四十四号

第1号様式（第10条関係）

特定歴史公文書等利用請求書

年 月 日

三重県知事 宛て

*氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名） *住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

〒

TEL	
FAX	
E-mail	

連絡先：（連絡先が「氏名」欄に記入された本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

三重県公文書等管理条例第13条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の利用を請求します。

No.	*識別番号	*目録に記載された特定歴史公文書等の名称	利用の方法
1			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
2			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
3			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
4			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
5			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
写しの作成方法	文書、図画、写真、フィルム	<input type="checkbox"/> 用紙への複写又は出力（A4・B4・A3）（白黒・カラー） [No.] <input type="checkbox"/> スキャニング等による電磁的記録媒体への複写（CD-R・DVD-R） [No.]	
	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 用紙への出力（A4・B4・A3）（白黒・カラー） [No.] <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体への複写（CD-R・DVD-R） [No.]	
写しの交付の方法		<input type="checkbox"/> 総合博物館（資料閲覧室）において交付 <input type="checkbox"/> 郵送等（送付先：)	

注 1 「*」の必須項目については、正確かつ明瞭に記入してください。（三重県公文書等管理条例第13条第2項の規定に基づき、補正をお願いする場合があります。）

2 写しの交付による利用を希望する場合は、「写しの作成方法」欄及び「写しの交付の方法」欄に記入してください。

第2号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

特定歴史公文書等利用決定等通知書

様

三重県知事 宛

年 月 日付けで請求のありました特定歴史公文書等の利用について、次のとおりとすることとしましたので、三重県公文書等管理条例第16条の規定により通知します。

No.	識別番号	特定歴史公文書等の名称	利用決定等の内容	利用制限を行う部分があればその理由	原本の利用を認めない理由
1					
2					
3					
4					
5					
利用の日時及び場所		日 時	年 月 日 () 午前・午後 時	場 所	
利用の方法		<input type="checkbox"/> 閲覧（視聴） <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 総合博物館（資料閲覧室）において交付 <input type="checkbox"/> 郵送等）			
備考					

教示 1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟については、行政事件訴訟法の規定に基づき、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。

注 1 利用請求時に利用の方法（写しの交付の場合は、併せて写しの作成方法及び交付の方法）を選択し、利用決定後も変更がない場合は、その旨を事務担当まで連絡することにより、「特定歴史公文書等の利用の方法申出書」の提出を省略することができます。

2 指定された利用の日時が都合の悪い場合は、当該日時までに担当へ必ず御連絡ください。

【本件連絡先】〇〇課〇〇班（担当者名） 電話： FAX： e-mail：

「特定歴史公文書等利用決定通知書」〔裏面又は別添〕

<説明事項>

1 「利用の方法」の選択について

利用の方法（写しの交付を希望する場合は、併せて写しの作成方法及び交付の方法）については、同封しました「特定歴史公文書等の利用の方法申出書」により申出を行ってください。申出書の提出は、総合博物館内の資料閲覧室の受付への提出、郵送等及びファクシミリにより総合博物館に送信する方法により行うこともできます。

なお、利用請求時に意思を表示し、利用決定後においても方法について変更がない場合には、電話等の連絡により申出書の提出を省略することができます。

利用方法は、閲覧又は写しの交付のいずれかを選択できます。いったん閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（その場合には、改めて「特定歴史公文書等の利用の方法申出書」を提出していただく必要があります。）。

資料閲覧室における利用（閲覧）を選択される場合は、「利用の日時及び場所」欄に記載されている日時に指定の場所で閲覧することができます。また、写しの交付を希望する場合に要する費用については、申出書が到着した後、速やかにお知らせします（なお、写しの送付を希望される場合は、別途、送付に要する費用が必要になります。）。

なお、特定歴史公文書等は、他の利用者による請求、展示等のために利用に供される場合がありますので、速やかな利用の方法の選択に御協力をお願いします。

2 利用制限に係る審査請求等

利用制限を行うこととされた部分について、不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

また、決定の取消しを求める訴訟については、行政事件訴訟法の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、津地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消を求める訴訟を提起することができなくなります。）。

3 閲覧および資料閲覧室における写しの交付について

閲覧を希望する場合は、利用の当日、来館の際に、この通知書を御持参ください。

なお、当該特定歴史公文書等が現に総合博物館において利用されている場合は、利用することができない場合がありますので、御留意ください。

資料閲覧室における写しの交付を選択され、その旨を申し出られた場合は、利用の当日、来館の際に、この通知書を御持参ください。

4 担当課等

利用の方法、審査請求の方法等について、御不明な点等がございましたら、本件連絡先欄に記載した担当までお問合せください。

第3号様式（第14条関係）

特定歴史公文書等の利用の方法申出書

年 月 日

三重県知事 宛て

*氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名） *住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

〒

TEL	
FAX	
E-mail	

連絡先：（連絡先が「氏名」欄に記入された本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

特定歴史公文書等の利用について、次のとおり申出をします。

1. 利用決定通知書の番号等 *日付・文書番号 _____
2. 求める利用の方法（下表から実施の方法を選択し、該当するものに記入又はチェックしてください。）

No.	識別番号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称	利用の方法
1			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
2			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
3			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
4			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
5			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
写しの作成方法	文書、図画、写真、フィルム	<input type="checkbox"/> 用紙への複写又は出力（A4・B4・A3）（白黒・カラー） [No.] <input type="checkbox"/> スキャニング等による電磁的記録媒体への複写（CD-R・DVD-R） [No.]	
	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 用紙への出力（A4・B4・A3）（白黒・カラー） [No.] <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体への複写（CD-R・DVD-R） [No.]	
写しの交付の方法		<input type="checkbox"/> 総合博物館（資料閲覧室）において交付 <input type="checkbox"/> 郵送等（送付先： _____）	

注 1 写しの交付による利用を希望された方には、写しの交付に要する費用及び送料（郵送を希望する場合のみ）を算出し、当該費用を通知いたします。

第 号
年 月 日

特定歴史公文書等利用決定等期限延長通知書
様

三重県知事 印

年 月 日付けで請求のありました特定歴史公文書等の利用請求については、次のとおり利用決定等期間を延長することとしましたので、三重県公文書等管理条例第17条第2項の規定により通知します。

特定歴史公文書等の名称	識別番号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称
延長後の決定期間満了日	年 月 日（ ）	
延長の理由		
担当	電話番号（ ） —	
備考		

第 号
年 月 日

特定歴史公文書等利用決定等期限特例適用通知書
様

三重県知事 図

年 月 日付けで請求のありました特定歴史公文書等の利用請求については、三重県公文書等管理条例第18条第1項の規定を適用し、次のとおり利用決定等の期限を延長することとしましたので、同項の規定により通知します。

特定歴史公文書等の名称	識別番号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称
特定歴史公文書等のうちの相当の部分について利用決定等をする期限	年 月 日（ ）	
残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限	年 月 日（ ）	
三重県公文書等管理条例第18条第1項の規定を適用する理由		
担 当	電話番号（ ） —	
備 考		

第 号
年 月 日

特定歴史公文書等の利用に係る意見照会書
様

三重県知事 印

あなた（貴社等）に関する情報が記録されている特定歴史公文書等について、三重県公文書等管理条例第13条第1項の規定による利用請求があり、当該特定歴史公文書等について利用させる旨の決定を行う際の参考とするため、同条例第19条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該特定歴史公文書等を利用させることについて御意見があるときは、同封した「特定歴史公文書等の利用に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

利用請求のあった特定 歴史公文書等の名称	
利用請求の年月日	年 月 日（ ）
当該特定歴史公文書等 に記録されているあなた（貴社等）に関する 情 報 の 内 容	
意見書の提出先	（〒 — ） 〔電話番号（ ） — 〕 〔ファクシミリ番号（ ） — 〕
意見書の提出期限	年 月 日（ ）
備 考	

特定歴史公文書等の利用に係る意見照会書
様

三重県知事 図

あなた（貴社等）に関する情報が記録されている特定歴史公文書等について、三重県公文書等管理条例第13条第1項の規定による利用請求があり、利用させる旨の決定を行いたいと考えています。

つきましては、同条例第19条第2項の規定により、御意見を伺いますので、当該特定歴史公文書等を利用させることについて御意見があるときは、同封した「特定歴史公文書等の利用に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

利用請求のあった特定 歴史公文書等の名称	
利用請求の年月日	年 月 日（ ）
当該特定歴史公文書等 に記録されているあなた （貴社等）に関する 情 報 の 内 容	
当該特定歴史公文書等 の利用をさせようとする 理 由	
意見書の提出先	（〒 — ） 〔電話番号（ ） — 〕 〔ファクシミリ番号（ ） — 〕
意見書の提出期限	年 月 日（ ）
備 考	

特定歴史公文書等の利用に係る意見照会書
(移管元実施機関の長) 様

三重県知事 閣

貴機関が三重県公文書等管理条例第14条第1項第1号に該当するものとして同条例第9条第6項の規定により意見を付して移管した特定歴史公文書等について、同条例第13条第1項の規定による利用請求があり、利用させる旨の決定を行いたいと考えています。

つきましては、同条例第19条第3項の規定により、御意見を伺いますので、当該特定歴史公文書等を利用させることについて御意見があるときは、同封した「特定歴史公文書等の利用に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

利用請求のあった特定 歴史公文書等の名称	
利用請求の年月日	年 月 日 ()
当該特定歴史公文書等 に付されている三重県 公文書等管理条例第9 条第6項の規定による 意見の内容	
利用請求があった 特定歴史公文書等を 利用させる旨の 決定をする理由	
意見書の提出先	(〒 -) 〔電話番号 () - 〕 〔ファクシミリ番号 () - 〕
意見書の提出期限	年 月 日 ()
備考	

第10号様式（第15条関係）

特定歴史公文書等の利用に関する意見書（移管元実施機関用）

年 月 日

三重県知事 様

移管元実施機関の長

年 月 日付け 第 号で照会のありました特定歴史公文書等の
利用について、次のとおり意見を提出します。

利用請求のあった特定 歴史公文書等の名称	
利用についての意見	※ 1 意見はない。 2 意見がある。 （1）意見がある部分 （2）意見の具体的内容
連絡先（担当課、 電話番号等）	

注 1 ※の1又は2のうち該当するものの番号に○印を付してください。2を選択された場合は、意見がある部分及びその具体的内容を記入してください。

特定歴史公文書等の利用決定した旨の通知書
様

三重県知事 印

年 月 日付けであなた（貴社等）から反対の意見を表示した「特定歴史公文書等の利用に関する意見書」の提出がありました特定歴史公文書等については、次のとおり利用させる旨の決定をしましたので、三重県公文書等管理条例第19条第4項の規定により通知します。

利用決定した特定歴史公文書等の名称	
利用に供することとした理由	
利用に供する日	年 月 日（ ）
担 当	電話番号（ ） —

教示 この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟については、行政事件訴訟法の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

第12号様式（第21条関係）

特定歴史公文書等利用請求書（移管元実施機関用）

年 月 日

三重県知事 様

移管元実施機関

所属名		
連絡担当者	職・氏名	
	電話番号	() —

三重県公文書等管理条例第13条第1項及び第22条の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の利用を請求します。

No.	*識別番号	*目録に記載された特定歴史公文書等の名称	利用の方法
1			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
2			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
3			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
4			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
5			<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
写しの作成方法	文書、図画、写真、フィルム	<input type="checkbox"/> 用紙への複写又は出力（A4・B4・A3）（白黒・カラー） [No.] <input type="checkbox"/> スキャニング等による電磁的記録媒体への複写（CD-R・DVD-R） [No.]	
	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 用紙への出力（A4・B4・A3）（白黒・カラー） [No.] <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体への複写（CD-R・DVD-R） [No.]	
写しの交付の方法		<input type="checkbox"/> 総合博物館（資料閲覧室）において交付 <input type="checkbox"/> 郵送等（送付先：)	

- 注 1 「*」の必須項目については、正確かつ明瞭に記入してください。（三重県公文書等管理条例第13条第2項の規定に基づき、補正をお願いする場合があります。）
- 2 写しの交付による利用を希望する場合は、「写しの作成方法」欄及び「写しの交付の方法」欄に記入してください。

第 号
年 月 日

（審査請求人等） 様

三重県知事 図

三重県公文書等管理審査会への諮問について（通知）

三重県公文書等管理条例第16条の規定に基づく利用決定等に対する次の審査請求について、同条例第26条の規定により三重県公文書等管理審査会へ諮問しましたので、同条例第27条の規定により通知します。

1 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	
2 審査請求に係る利用決定	
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	年 月 日・△○諮問○○号

※本件連絡先

○○課○○班 （担当者名、電話番号等）

注1) 「2 審査請求に係る利用決定」の欄については、利用決定の日付・記号番号、利用決定の種類（利用決定、部分利用決定又は利用を認めない旨の決定）を記載すること。

注2) 4の「諮問番号」は、三重県公文書等管理審査会が付す番号である。